

今回は、【税止め】のお話です。

【名取市税よもやまばなし・第40回】

タックス君：友人が県外に引っ越したけど、軽自動車のナンバープレートも変えなくちゃいけないんだよね？

税子さん：その通りよ。住民票が転出・転入しただけでは車検証の住所は前のままだから、転出先の管轄の軽自動車検査協会手続きが必要ね。それから、県外への転出なら「税止め」と呼ばれる手続きもしないとね。

タックス君：税止め？軽自動車税の話かな？

税子さん：軽自動車税の話よ。住所変更する前と後の地域で、管轄する軽自動車検査協会が異なると、変更の手続きをしたことを自分で市役所に届け出ないといけないの。もし忘れたままにしていると、次の年度に軽自動車税がそれぞれの市町村で二重に課税されちゃうトラブルに発展するかも…

タックス君：ええっ！それは大変だ。届け出るにはどうすればいいの？

税子さん：名取市の場合は、変更前と後の車検証の写し、または変更したときの申告書の写しを提出するの。窓口で直接じゃなくても、郵送や FAX で送れば手続き完了になるわ。業者さんをお願いすることもできるみたいだから、引っ越したお友達に手続きしたかどうか確認してみてね。

タックス君：ありがとう。早速聞いてみるよ。

※排気量が 125 ccを超えるバイクについても、運輸支局の管轄をまたぐ場合には税止めの手続きが必要です。

軽自動車税(種別割)について

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1508.html>

問 名取市総務部税務課市民税係

電話 022-724-7114